

日本風力サービス株式会社
「(仮称) 檜山陸上ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書」
答申文(案) たたき台

本事業は、檜山郡上ノ国町及び松前郡松前町の約 3,380ha を事業実施想定区域として、全高最大約 210m、ローター直径最大約 160m に及ぶ最大 40 基程度の風力発電機による最大出力 240,000kW 程度の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や特定植物群落、鳥獣保護区、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に、特定植物群落の大部分及び鳥獣保護区のほぼ全域が事業実施想定区域と重複しているほか、保安林は同区域のほぼ全域を占めている。また、同区域及びその周辺はイヌワシやクマタカなどの希少鳥類の生息情報があるほか、同区域には山地災害危険地区が存在している。さらに、同区域周辺には、住居や医療機関等が存在しているほか、環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 本配慮書では、風況や道路整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所等を確認し事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。特に、特定植物群落の大部分及び鳥獣保護区のほぼ全域が事業実施想定区域と重複しているほか、保安林は同区域のほぼ全域を占めていることから、これらを回避しなかった理由などについても記載すること。

また、同区域には山地災害危険地区が含まれていることから、土砂流出の防止にも配慮すること。

- (3) 事業実施想定区域の周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (4) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居や医療機関等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域には、上ノ国町及び松前町の水道水源の集水域があるほか、さけ・ます増殖事業が行われ、水産資源保護法に基づく保護水面である石崎川及びその支流が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければならない区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動物

ア 事業実施想定区域は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、イヌワシやクマタカの分布情報により注意喚起レベルA3及びCのメッシュに含まれ、特に重点的な調査が必要とされているほか、同区域の南東に位置する白神岬周辺は北海道と本州を結ぶ鳥類の重要な渡りのルートとなっている。また、同区域周辺では、文献情報においてコヤマコウモリ等の希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

特に、イヌワシについては、毎年繁殖するとは限らないことや季節的な行動圏の変化があることなど本種の生態に留意すること。

イ 動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には植生自然度の高いササ群落（Ⅳ）やチシマザサーブナ群団、特定植物群落である松前－江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林、館野鳥獣保護区、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

特に、特定植物群落の大部分及び鳥獣保護区のほぼ全域が事業実施想定区域と重複しているほか、保安林は同区域のほぼ全域を占めており、重大な影響が懸念されることから、関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討すること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種やその餌資源の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点について、関係自治体や観光協会等のホームページ、パンフレットに掲載の情報等に基づき選定しているが、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより、他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域には、景観資源である松前段丘が含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性がある。また、主要な眺望点のうち「石崎地区集落」等からは、風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。